

# 高知くらしの護身術

435

## 特別価格

### 購入条件よく読んで

(2017年7月4日掲載原稿)

インターネットやテレビ番組で「初回無料」「お試し価格」といった広告を見たことはないでしょうか。昨年から、「1回だけのつもりでお試し価格の注文をしたら、定期購入が条件の契約だった」という相談が、年齢を問わず急増しています。特に化粧品や健康食品で多く寄せられています。特別価格での販売をうたっている場合は注意しましょう。

事例：インターネット上で「痩身と美容に効果あり」「初回お試し500円」という健康食品の広告を見てスマートフォンから注文した。ところが、商品と同封の請求書に「定期購入で2回目以降は1箱4千円。5回以上継続しないと解約できない」との記載があった。慌ててサイトを確認すると、画面の下に他の表示に紛れて小さな文字で「定期購入契約」と書かれていた。

通信販売は、訪問販売や電話勧誘販売のような「不意打ち」ではなく、消費者がじっくりと検討して商品を選ぶことができます。このため、冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内なら無条件で契約を解除できるクーリングオフ制度は設けられていません。

通信販売で商品を選ぶときは、広告が唯一の情報源です。このため、通信販売の規制は広告の適正化に重点が置かれ、解約・返金などの取引条件を広告に表示することが法律で義務付けられています。

しかし実際は、「特別価格」や「痩身効果」など、消費者の興味をそそる事柄が強調される一方、取引条件などの重要事項の記載が目立たなかったり、消費者が見逃したりすることがあります。

注文する前に、購入条件や返品の可否などの契約内容をよく確認し、慎重に検討しましょう。